

（空間創出型高度地区）認定に関する審査事項

景観形成の基本方針	まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるような、にぎわいと潤いある沿道景観の形成を図るとともに、周辺エリアからの良好な眺望景観の形成を図る。	
審査事項 1	歩いて楽しい沿道景観の形成を図るものであること	
	低層部のデザイン	低層部は、透明感や開放感のあるものとするなど、低層部と外部空間が相互に密接につながり、にぎわいや活動が建物内外に広がるようデザインする。
	中高層部のデザイン	中高層部は、閉塞感や圧迫感の低減を図り、道路から見て頂部や壁面がすっきりとしたものとなるようデザインする。
	沿道空地等	沿道空地等における外構・植栽計画は、良好な沿道景観の形成と、沿道のにぎわいや快適性の創出に資するものとする。 工作物等を設ける場合は、良好な沿道景観やにぎわい・居心地の妨げとならないよう配慮したものとする。
	夜間景観の形成	外観や外構照明は、良好な夜間景観の創出を図るようデザインする。
審査事項 2	良好な眺望景観の形成に配慮したものであること	
	中高層部のデザイン	周辺エリアからの眺望に配慮し、中高層部をすっきりとした形態とし、長大感や突出感を低減するようデザインする。
	外壁等の色彩	外壁等の色彩は市街地の町並みと調和したものとする。
	建築設備や塔屋、バルコニー等	屋上に設ける建築設備や塔屋等は周囲から望見されないよう外壁面を立ち上げる等により配慮する。外壁には原則として設備機器等を露出させないものとする。 バルコニーや屋外階段は、周囲からの見え方に配慮し建築物本体と調和したものとする。
	夜間景観の形成	中高層部の外観照明は、周辺への影響に配慮した良好な夜間景観の形成を図るものとする。
備考	・原則として、「低層部」は1・2階部分、「中高層部」は低層部を超える部分とします。 ・「沿道空地等」とは、空間創出型高度地区に規定する沿道空地やそれと一体的な広場や通路などを指します。 ・「市街地の町並みと調和した色彩」は、京都市景観計画の建造物修景地区に定めるものとします。	